

中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2014年11月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

～配偶者控除等の確認～

年末調整の時期が近づいてきました。「パートタイムで働く妻と、フルタイムで働く夫」を例に、妻の年収と税金等の関係を表で確認してみましょう。

妻の年収	妻の税金			夫の配偶者控除の適用 (※2)		妻の社会保険料の負担 (※3)
	所得税	住民税(※1)		配偶者控除	配偶者特別控除	
		所得割	均等割			
(100万円以下)	非課税	非課税	非課税 or	有		無
100万円超 103万円以下			課税			
103万円超 130万円未満				有		
130万円以上 141万円未満	課税	課税	課税	無		有
141万円以上					無	

※1) 住民税が課税される金額は、自治体によって異なりますので注意しましょう。三重県では、年収が93万円以上または96万5千円以上で課税される自治体がほとんどです。

※2) 妻の年収が103万円以下であれば、夫は所得控除を受けられます(配偶者控除)。妻の年収が103万円を超えた場合でも、夫の所得が一定額以下であれば、夫は所得控除を受けられます(配偶者特別控除)。ただし、妻の年収が増えるにしたがい控除の金額は減少し、年収が141万円に達すると所得控除はなくなります。

※3) 労働時間によっては、収入に関係なく社会保険に加入しなければいけません。

保険料の控除証明書は大切に保管してください。

生命保険料・地震保険料の控除証明書が、保険会社から郵送される時期です。年末調整や確定申告に必要ですので、大切に保管していただくか、お早めに当事務所へお預けください。

(飯田 記)

